

北杜市八ヶ岳スケートセンター ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の目的

施設への愛称付与等を通じて市の歳入確保を図り、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てるとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、北杜市八ヶ岳スケートセンターのネーミングライツ（施設命名権）を取得するパートナー企業（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 ネーミングライツ対象施設

- (1) 名 称 北杜市八ヶ岳スケートセンター
- (2) 所在地 北杜市小淵沢町 3989 番地 1
- (3) 施設概要 別添「北杜市八ヶ岳スケートセンター概要」のとおり

3 愛称の付与の範囲

- (1) ネーミングライツパートナーは北杜市八ヶ岳スケートセンターに企業名や商品名を付した名称（施設の愛称、以下「愛称」という。）を命名することができます。
- (2) 市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。
- (3) 募集する名称は、施設の愛称であることから、市が条例で定める施設名を変更するものではありません。

4 命名権料以外にかかる費用負担

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外の表示の変更は、市等又は関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市等や関係機関と協議の上、決定します。なお、屋外への看板設置については、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号）等の関係法令を遵守するものとします。

5 募集概要

(1) 応募資格

- ①法人であること。
- ②税の滞納がないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業を営む者でないこと。
- ⑥インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。
- ⑦貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。
- ⑧ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）を営む者でないこと。
- ⑨法律の定めのない医療類似行為を行う業種を営む者でないこと。
- ⑩私的な秘密事項の調査に関する業種を営む者でないこと。
- ⑪行政機関から行政指導による改善がなされていない者でないこと。
- ⑫違法又は不適當な行為により営業停止その他不利益処分を受けている者でないこと。
- ⑬地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない者でないこと。
- ⑭北杜市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑮その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者でないこと。

(2) 命名権料及び愛称表示対象広告物

命名権料	対象広告物 ※2
希望金額 年額100万円以上 ※1	スケートセンター看板、意匠（外壁）、パンフレット、 周辺道路の案内標識等

※1 提示額は、市としての希望額ですので、これを下回る応募も可能です。応募時、申請書には各年度の命名権料及び3カ年の総額の命名権料を記載してください。

なお、取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む金額での提案とします。

※2 案内の表示変更等に係る費用負担の考え方は「4 費用負担」を参照ください。

(3) 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

(4) 愛称の条件

企業名や商品名を付した愛称を命名することができます。

市民の理解が得られるような施設にふさわしい愛称としてください。

愛称の一部には「八ヶ岳スケートセンター」の字句を用いることとします。

次のいずれかに該当するものは使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの、またはそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
- ③ 政治活動に関するもの
- ④ 宗教活動に関するもの
- ⑤ 社会問題の主義主張に関するもの
- ⑥ 個人の名刺広告に関するもの
- ⑦ 人権を侵害するおそれのあるもの
- ⑧ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
- ⑨ 青少年の健全な育成を阻害するもの、またはそのおそれのあるもの
- ⑩ 射幸心をそそるもの（宝くじおよびスポーツ振興くじを除く。）
- ⑪ 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ⑫ たばこの販売促進に関するもの
- ⑬ 競馬法に規定する競馬、自転車競技法に規定する自転車競走、モーターボート競争法に規定するモーターボート競争および小型自動車競走法に規定する小型自動車競走に係るもの
- ⑭ その他、市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

なお、市が特に必要と認める場合を除き、命名権付与期間内は愛称を変更することはできません。具体的な愛称は、協議の上決定します。

募集する名称は愛称であることから、市が条例で定めている施設名を変更するものではありません。

(5) 新名称使用開始時期

令和6年4月1日

6 募集期間

令和6年2月1日(木)～2月29日(木)まで

応募に関する質問は、2月21日(水)まで受け付けます。

募集に関する質問は、郵送、ファクシミリ又は電子メール(アドレスは後記)により質問書を生涯学習課へ提出してください。なお、電話や口頭による質問は受け付けません。質問に対する回答は、市ホームページに掲載します。回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 応募方法

次の関係書類を揃え、持参の場合は、募集期間の土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までに生涯学習課窓口へ提出してください。

郵送の場合は、令和6年2月29日(木)必着とします。(書留郵便)

- (1) 北杜市命名権売却事業申請書(様式第1号)
- (2) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
- (3) 法人の事業概要を記載した資料(会社案内、パンフレット等)
- (4) 登記事項証明書(全部事項証明書)
- (5) 直近の3カ年の決算報告書
- (6) 直近1年分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税)
- (7) 地域貢献に対する支援の実績及び今後の計画
- (8) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

8 提出部数

正本1部、副本10部

9 選定方法

北杜市施設命名権者選定委員会により、次に定める選定基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認めるものを優先交渉権者として決定します。

なお、応募者が1者の場合でも、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか審査します。

評価項目	評価基準	配点
応募の趣旨	本市のネーミングライツの目的に沿っているか	10
愛称の適切さ	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	20
命名権料	提案金額の妥当性	30
付与期間	安定した運用が図られる期間か	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性とネーミングライツ料の支払い能力	10
地域貢献等の実績・提案	役務の提供等による市民サービスや施設の魅力向上、地域活性化等に関する提案 地域貢献等の実績及び計画があるか	20
合計		100

10 選定結果

選定結果は、全ての応募者に通知します。併せて選定されたネーミングライツパートナーを市ホームページ等で公表します。

なお、審査の内容や経過に関する問い合わせには一切応じられません。

11 契約の締結

選定された企業と最終的な協議を経て、市とネーミングライツパートナーの間で契約を締結します。

なお、協議において合意の可能性が無いと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点の候補者と協議を行います。

12 契約の更新

契約期間満了の6カ月前までに更新の申し出があったときは、ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与し、必要な交渉を経て更新できるものとします。

13 契約の解除

協定当事者の事情、瑕疵、信用失墜行為等により、当該施設の愛称の維持が困難となる場合、市は契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

また、市の業務上、やむを得ない事由が生じたときも契約を解除できることとします。

14 その他

本施設は、令和6年度中に指定管理者制度を導入し、運営を指定管理者に移行する予定です。

15 問い合わせ・郵送先

北杜市教育委員会生涯学習課社会体育担当
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
電話 0551-42-1373／FAX0551-42-1124
e-mail : shougaig@city.hokuto.yamanashi.jp